保護者の皆様へ

## 暴風警報・暴風雪警報・気象特別警報発令時における対応について

このことについて、次のように取り扱いますのでお知らせします。

記

I. 始業(午前8時25分)前に暴風警報・暴風雪警報・気象特別警報が発令されている場合⇒登校させないでください。(自宅待機)

テレビやラジオ等のニュースや天気予報で判断します。

- ①警報が始業(8時25分)までに解除されたとき
  - ⇒平常授業をします。→給食あり
- ③警報が午前 | | 時になっても解除されないとき

⇒当日の授業は中止します。(臨時休校)

- 2. 登校途上において暴風警報・暴風雪警報・気象特別警報が発令された場合 ⇒メール配信でお知らせします。地区委員さんと連絡をとり、速やかに帰宅させます。
- 3. 始業後に暴風警報・暴風雪警報・気象特別警報が発令された場合
  - ①原則として、直ちに授業を中止し、速やかに児童を帰宅させます。この場合、状況に応じ保護者や地区委員等と連絡を取り、安全に気をつけ集団で下校させます。
  - ②ただし、安全に下校させることが困難と予想されるときは、一時学校に待機させ安全を確認した後、帰宅させます。
  - ③状況により、保護者の方にお子さんを迎えに来ていただく場合もあります。

## 【注】

- (1)警報・注意報は、市町ごとに発表されます。津地方気象台のホームページで確認してください。
- (2)警報が発令されていなくても危険が予想される場合は、事故のないよう適切な対応をしてください。
- (3)被災等(例:山崩れ・道路や橋の冠水・決壊など)で登校の危険や支障のあるときは、自宅待機させ、その旨を学校へ連絡してください。
- (4)メール配信等で連絡させていただく場合があります。